

京都大学学術情報メディアセンター全国共同利用運営委員会規程

- 第1条 この規程は、京都大学学術情報メディアセンター規程（平成17年達示第14号）第5条第2項の規定に基づき、学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）の全国共同利用運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 全国共同利用運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- 一 センター所属の教員のうちからセンター長の命じた者 若干名
 - 二 前号以外の京都大学の専任の教授又は助教授のうちからセンター長の委嘱した者 若干名
 - 三 学外の学識経験者のうちからセンター長の委嘱した者 若干名
- 2 前項第二号及び第三号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第3条 センター長は、全国共同利用運営委員会を招集し、議長となる。
- 2 センター長に事故があるときは、副センター長が前項の職務を代行する。
- 第4条 全国共同利用運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 第5条 全国共同利用運営委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、全国共同利用運営委員会の議に基づきセンター長が委嘱する。
- 第6条 全国共同利用運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 第7条 全国共同利用運営委員会の事務を処理するため、全国共同利用運営委員会に幹事を置き、情報環境部情報企画課の事務職員を充てる。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、全国共同利用運営委員会の運営に関し必要な事項は、全国共同利用運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月4日から施行し、18年4月1日から適用する。